第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施について

子ども・子育て支援法においては、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が求められている。そのため、第3期久留米市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度~令和11年度)を策定するにあたり、国の策定指針等を踏まえ、ニーズ量の把握・算出の基礎資料となる調査を行うもの。

1. 計画におけるニーズ量の把握・算出方針

(1)基本的な考え方

前回計画策定時のニーズ把握の手法を踏まえ、これまでの利用実績、児童人口推計などの関連データをもとに算出し、必要に応じアンケート調査の結果を参考とする。

(2) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定におけるニーズ量の把握が必要となる事業

裏面「第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について」参照

(3)前回アンケート(平成30年度実施)からの主な変更点

- ・病児保育事業に係る利用意向 令和5年度より実施された利用料の無償化等の影響により、利用者数が増加 していることから調査を行うもの
- ・こども誰でも通園制度(仮称)に係る利用意向 こども誰でも通園制度(仮称)に関し、国からニーズ量の把握手法の指示が ある場合、項目の追加を行う。

2. アンケート概要

(1)対象者

未就学児の保護者 3,000 人

【参考】0~6歳児童数17,377人(令和5年11月1日現在)

(2)調査手法

住民基本台帳より小学校区別、年齢別に無作為抽出を行い、郵送による依頼、 WEB及び郵送による回答

(3)アンケート内容

資料1-2参照

(4)実施時期

令和6年2月を予定

第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について

	国の事業名(市の事業名)	量の見込みの算出手法
教育·	保育事業	アンケート調査及び利用実績から算出
地域子ども・子育て支援事業		
	(1)妊婦健康診査	(序) 公司 (本) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方
	【妊娠健康診査事業】	健診受診率及び児童人口推計から算出
	(2)乳児家庭全戸訪問事業口	旧辛1ロザシスと答山
	【新生児及び妊産婦訪問指導事業】	児童人口推計から算出
	(3)地域子育て支援拠点事業	
	【地域子育て支援センター事業】 【子育て交流プラザ運営事業】 【つどいの広場事業】	施設利用実績等を勘案した利用率及び児童 人口推計から算出
	【児童センター運営事業】	
	(4)利用者支援事業	事業所設置個所数から算出
	【子育て世代包括支援事業】	ず未//
	(5-1)子育て世帯訪問支援事業	
	(旧養育支援訪問事業)	利用実績及び児童人口推計から算出
	【エンゼル支援訪問事業】	
	【養育環境改善家事支援事業】	
	(5-2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	【要保護児童対策地域協議会事業】	
	(6) 子育て短期支援事業	利用実績から算出
	【子育て短期支援事業】	
	(7)子育て援助活動支援事業	利用実績及び児童人口推計から算出
	【ファミリー・サポート・センター事業】	
	 (8) 一時預かり事業 ア 一時預かり事業(幼稚園型を除く) 【保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり】 【ファミリー・サポート・センターによる一時預かり】 【くるるん・児童センター・トワイライトスティによる一時預かり】 イ 一時預かり事業(幼稚園型) 【幼稚園・認定こども園における一時預かり】 	アンケート調査に加え、教育・保育の量の 見込み、各一時預かり施設の利用実績及び 児童人口推計から算出
	(9)延長保育事業	利用実績及び児童人口推計から算出
	【延長保育事業】	TO TO TO THE THE TO THE THE TO THE THE TO THE THE TO THE T
	(10) 病児保育事業	 アンケート調査及び利用実績から算出
	【病児保育事業】	
	(11) 放課後児童健全育成事業	利用実績及び児童人口推計から算出
	【学童保育事業】	
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	【副食費補足給付事業】	
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
	【未実施】	
	(14) 児童育成支援拠点事業	
	【未実施】	(5-2) 事業実施の中で把握した対象者 から算出
	(15) 親子関係形成支援事業	グ シ 野山
	【未実施】	